

令和4年度人権啓発ビデオ制作 仕様書

1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて見直すとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

2 制作内容

(1) テーマ

性の多様性を認め合う～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～

(2) テーマ選定理由

- ① 「性の多様性」についての理解を深めていくことにより、LGBTQなど性的少数者の人々に対する偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざす。
- ② 民間の調査等を平均すると、日本における性的少数者の人数は、全人口の約3～8%程度という結果が出ている。当事者は無理解や偏見、差別を恐れて、家族や友人、知人にも伝えられないことが多いため、「特別で」「いない」ものとされ、「気付かない」存在になっている。
- ③ 性的少数者に対して、社会の理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などによる精神的苦痛や社会生活上の困難など様々な問題があり、深刻な人権問題になっている。
- ④ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正（R2.4）により「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（R2.6）が示された。その指針において、「SOGIハラ」及び「アウトティング」に関する事項が明記され、大企業（R2.6）及び中小企業（R4.4）において、性的少数者に対するパワハラ防止に関する措置義務が課せられた。
- ⑤ LGBTQなど「性的少数者」に関する内容は、平成29年度兵庫県人権啓発ビデオ「あした 咲く」で触れられているが、それを中心的なテーマとして取り上げた県作品はない。

(3) テーマの展開

テーマは「性の多様性を認め合う～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～」である。具体的な設定としては、「家族または友人等にトランスジェンダー（性的少数者）であることを打ち明けられた主人公が、当事者の思いを知ることや周囲との関わりの中で、苦悩しながらもこれまでの既成概念を見つめ直し、誰もが自分らしく生きていける社会について捉え直す物語」とする。

性的少数者は社会の偏見や差別の中で、自身が感じていることや悩みを打ち明けることもできずにいるため、その存在が認識されづらい状況にある。特にトランスジェンダーは、外見と心の不一致を自覚しつつも、カミングアウトすることが難しく周囲の無理解に苦悩する現状にある。一方、その家族や友人等は、性的少数者であることを打ち明けられても社会の既成概念に縛られ、受容することが難しい。このような現状を示した上で、家族また周囲の人々が、性の在り方に対してこれまでの認識を見つめ直し、性の多様性を認め、互いの人権を尊重する中で、誰もが自分らしく生きていける社会を描く。

3 ビデオで描きたい場面とポイント（主人公は性的少数者当人の家族または友人等）

- (1) 性的少数者（特にトランスジェンダーを中心）の現状を描き、当事者が社会の偏見や差別に苦悩する場面。
- (2) トランスジェンダーであることを打ち明けられ苦悩・困惑する場面。
- (3) 性的少数者の存在が身近に感じられないことが問題であることに気付く場面。
- (4) 性的少数者を取り巻く家族、周囲の人、社会の人々がこれまで「普通」だと思っていたことが偏見や誤解であり、何気ない言動が性的少数者を傷つけ、生き辛い社会にしていたことに気付き、「多様な性の在り方」について捉え直す場面。
- (5) 意に反したカミングアウトの強制やアウティングなどは、当事者の心理的安全を大きく損なうものであり、命に関わる行為であると認識する場面。
- (6) 性的少数者の生き辛さに気付いてはいるものの行動できないでいる場面。
- (7) (2)～(6)により、誰もが人権を尊重された社会を目指して、それぞれが行動に移す場面。
- (8) 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とするが、安易に解決するような展開は控える。
- (9) オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫し、知識理解に留まらず感性に訴える内容とする。
- (10) 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人に関心を持って見ることが出来る内容とする。

4 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

5 企画協力

兵庫県教育委員会

6 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

7 規格・制作本数・制作期限

(1) 規 格 DVD 概ね30～40分（字幕、副音声の選択ができるようにする）

- (2) 納品物
- ①USBメモリ（下記のデータを収録すること）
 - A 原版（MOV形式）
 - a) 字幕なし・副音声なし
 - b) 字幕あり・副音声あり
 - B 本編（MP4形式）
 - a) 字幕なし・副音声なし
 - b) 字幕あり・副音声なし
 - c) 字幕なし・副音声あり
 - d) 字幕あり・副音声あり
 - C 予告編（MP4形式／字幕なし・副音声なし）
 - ②DVD 75本
 - ※ただし、別途販売用としてDVDを製作する。
 - ③チラシ 3,000枚、原稿データ

(3) 制作期限 令和4年10月末日

※ ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による期日変更は協会と相談の上、認めることとする。

8 製作費

11,000千円（税込み）

9 その他

- (1) 受託業者は、ビデオ（DVD）及び作品予告編（30秒程度）を製作し協会へ納める。なお、作品予告編は自社のWeb上で公開する。
- (2) 受託業者は、兵庫県内及び県外において販売を行うとともに、チラシ原稿（カラー版）を制作し、協会へ納めることとする。また、販売については協会の指定する業者に委託することもできる。
- (3) 委託契約後、受託業者は、委託契約により生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により協会の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 質疑については、メールにより問い合わせること。前記以外の方法による質疑は受け付けない。また、問い合わせは4月26日（火）17:00までとする。
- (5) 提出書類については返却しない。
- (6) コンペ時には、必ず販売促進体制及び販売先等の販売計画を具体的に示すこと。なお、販売目標本数は300本以上（販売開始から概ね2年半）を想定している。

- (7) コンペにかかる費用については提案者の負担とする。
- (8) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しない。
- (9) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (10) 完成作品及び作品予告編の著作権は、協会に属するものとする。
- (11) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼することがある。
- (12) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可する。

10 参考資料

A 性的少数者等に関する資料

- (1) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（H23.5 一部改正）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0100000111>)

性同一性障害を抱える人における社会生活上のさまざまな問題を解消するため、法令上の性別の取扱いの特例を定めたもの。

法的な性別については、基本的には生物学的性別で決められるが、例外として、本法律の定める「性同一性障害者」で要件の満たす人について、他の性別に変わったものとみなすこととする。

第二条の定める定義による「性同一性障害者」が、第三条の定める要件を満たすとき、家庭裁判所に対して性別の取扱いの変更の審判を請求することができ、その許可により、戸籍上の性別の変更が認められる。

- (2) 平成 29 年度人権擁護に関する世論調査(内閣府. H29)

(<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/index.html>)

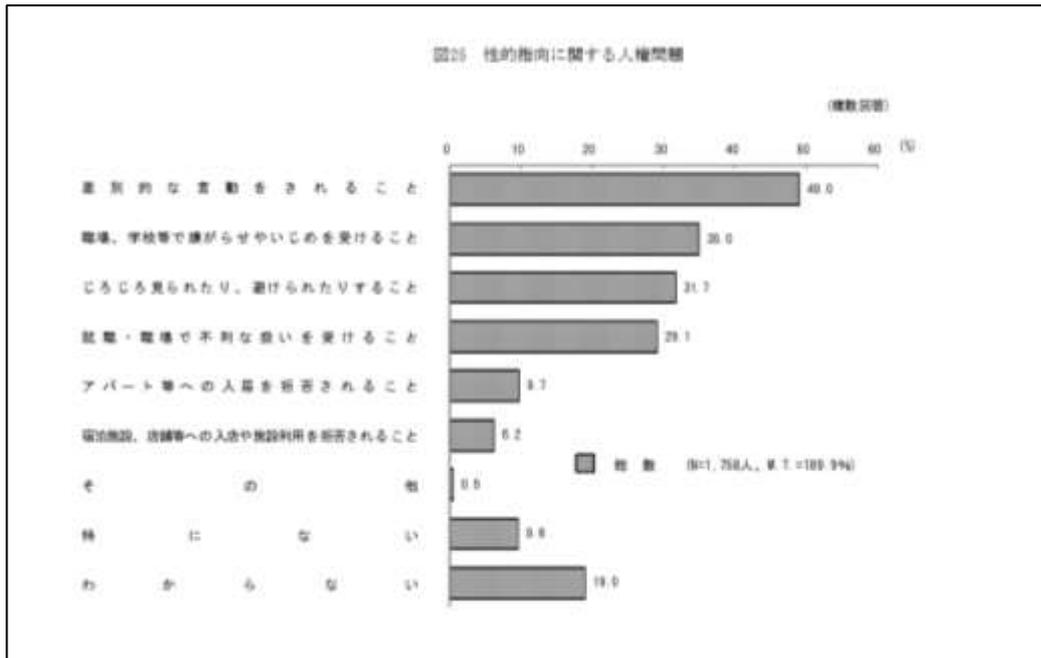
①性的指向に関する人権問題

異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合が 49.0%と最も高く、以下、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」

(35.0%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(31.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(29.1%)などの順となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が 19.0%となっている。(複数回答、上位 4 項目)

性別に見ると、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は 18～29 歳から 50 歳代で、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた者の割合は 18～29 歳、30 歳代で、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合は 40 歳代、50 歳代で、それぞれ高くなっている。

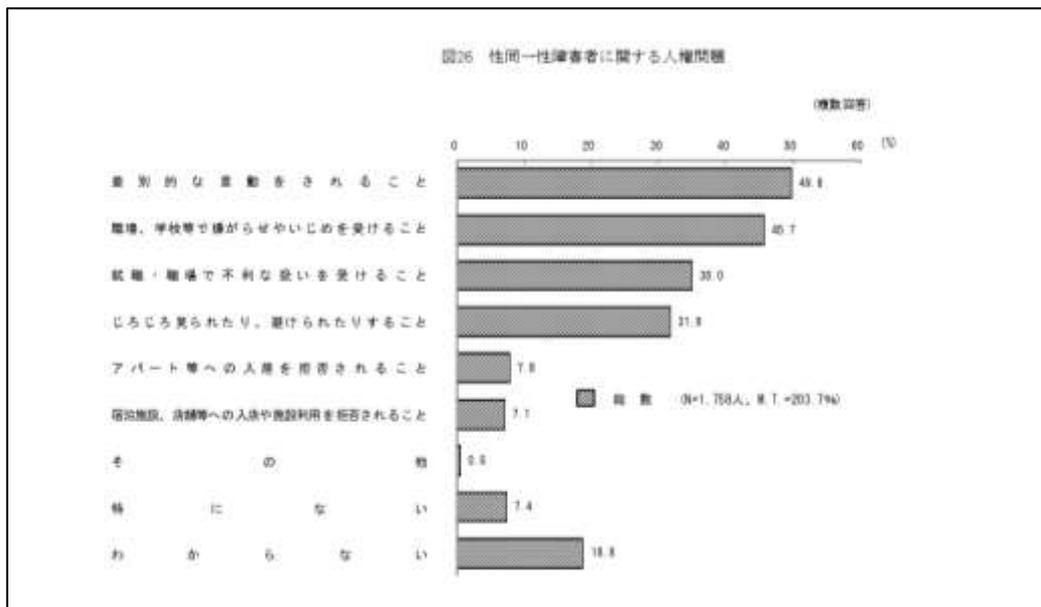


②性同一性障害者に関する人権問題

生物学的な性とところの性が一致しない性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合が49.8%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合が45.7%などの順となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が18.8%となっている。(複数回答、上位2項目)

都市規模別に見ると、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。

年齢別に見ると、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は18～29歳から50歳代で、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は18～29歳から40歳代で、それぞれ高くなっている。



(3) 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書（厚生労働省.R1）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf>)

① 性的マイノリティ当事者または当事者の上司や同僚から受けた相談（pp. 61）

社内に性的マイノリティ当事者がいる（いた）ことを「認知している」、「認知していないが、いる可能性を想定している」企業（Q15）について、性的マイノリティ当事者または当事者の上司や同僚から受けた相談の内容についてみると、「全体」では、「具体的な相談はなかった」が 55.0%、「トイレや更衣室の使用に関する相談」が 18.5%であった。

従業員規模別にみると、「99 人以下」では、「具体的な相談はなかった」が 60.1%、「トイレや更衣室の使用に関する相談」が 12.9%であった。「100 人～999 人」では、「具体的な相談はなかった」が 57.9%、「トイレや更衣室の使用に関する相談」が 14.0%であった。「1,000 人以上」では、「具体的な相談はなかった」が 46.9%、「トイレや更衣室の使用に関する相談」が 28.4%であった。

② 性的マイノリティ当事者または当事者の上司や同僚からの相談に対する対応（pp. 62）

社内に性的マイノリティ当事者がいる（いた）ことを「認知している」、「認知していないが、いる可能性を想定している」企業（Q15）について、当事者または上司や同僚からの相談に対する対応をみると、「全体」では、「これまでに相談を受けたことはない」が 47.7%、「既存の制度や規定を変更せず、個別の対応を行った」が 31.6%であった。

③ 性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した取組の実施有無（pp. 64）

性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した取組の有無をみると、「全体」では、「実施している」が 10.9%であった。従業員規模別にみると、「実施している」の割合は、「99 人以下」では 3.8%、「100 人～999 人」では 10.0%、「1,000 人以上」では 43.1%であった。

④ 「カミングアウト」という言葉やその意味を知っているか（pp. 121）

「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は、「シスジェンダーの異性愛者（性的マイノリティの知人あり）」では 89.8%、「シスジェンダーの異性愛者（性的マイノリティの知人なし）」では 79.7%であった。

⑤ 「アウトティング」という言葉やその意味を知っているか（pp. 122）

「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は、「シスジェンダーの異性愛者（性的マイノリティの知人あり）」では 15.4%、「シスジェンダーの異性愛者（性的マイノリティの知人なし）」では 6.7%であった。

⑥ 自分自身が性的マイノリティであることを伝えているか（伝えている相手）

(pp. 134)

「シスジェンダーのレズビアン」では、「友人」が13.8%、「家族」が12.5%、「いない」が75.7%であった。「シスジェンダーのゲイ」では、「友人」が31.1%、「家族」が8.9%、「いない」が63.7%であった。「シスジェンダーのバイセクシュアル」では、「友人」が35.9%、「家族」が12.9%、「いない」が57.5%であった。「トランスジェンダー」では、「友人」が24.8%、「家族」が19.8%、「いない」が66.3%であった。「その他」では、「友人」が19.2%、「家族」が11.0%、「いない」が71.2%であった。

- (4) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(文部科学省.H27)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)

- (5) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について(教職員向け)(文部科学省.H28)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)

- (6) 多様な性への理解を深めるために(リーフレット)(兵庫県.R3)

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/lgbt1.pdf>)

- (7) LGBT等性的少数者の理解促進に向けた職員向けガイドライン(兵庫県.R3)

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/lgbt2.pdf>)

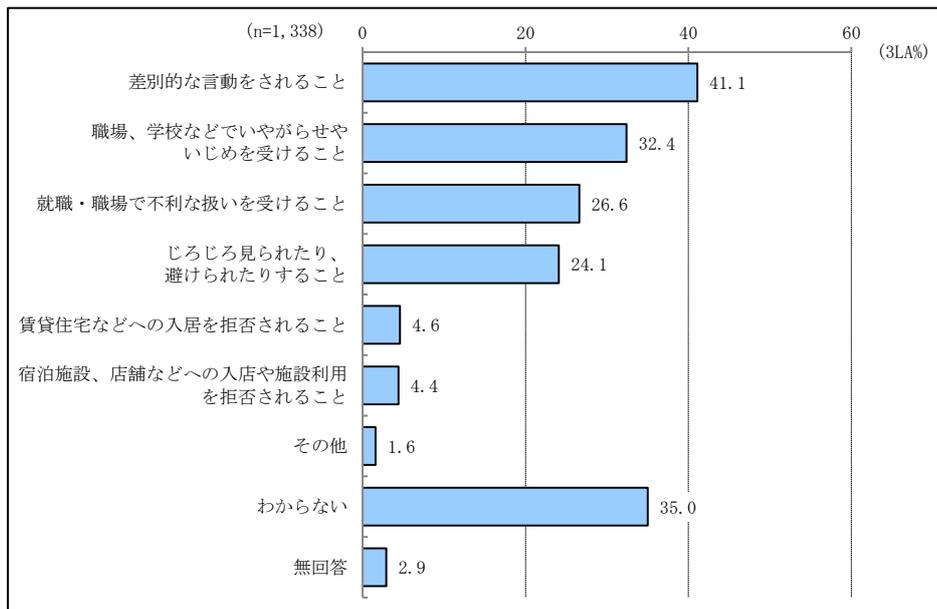
- (8) 性的指向及び性同一性障害者に関する人権問題について「人権に関する県民意識調査結果報告書(兵庫県.H30)」

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/jinkenishikichousa2018.html>)

① 性的指向に関して、今起きている人権問題

「差別的な言動をされること」が40.9%と最も高く、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が約26%で続くが、「わからない」も35.3%と高くなっている。

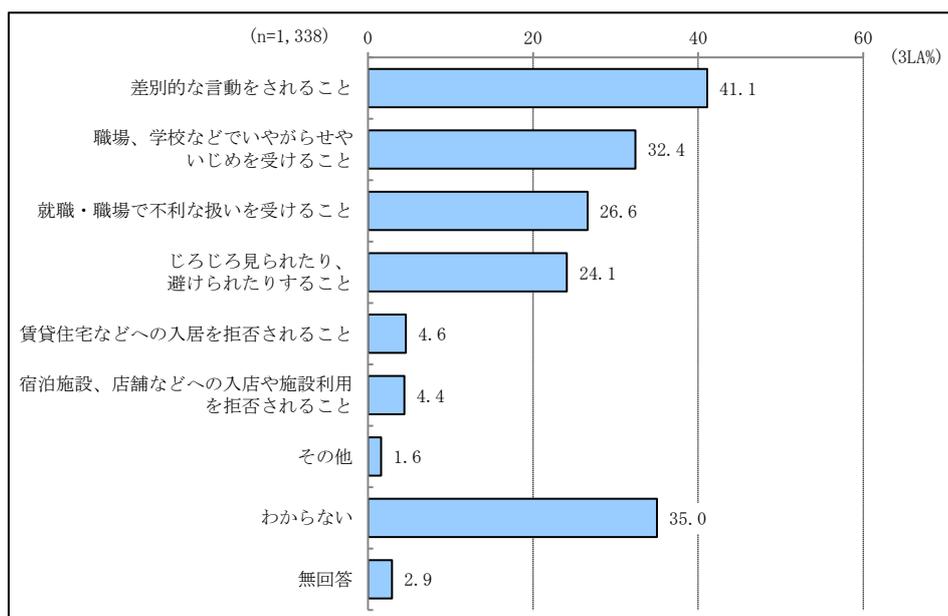
Q：異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇は3つまで)



② 性同一性障害者に関して、今起きている人権問題

「差別的な言動をされること」が41.1%で最も高く、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が32.4%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が26.6%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が24.1%の順で続き、「わからない」も35.0%と高くなっている。

Q：生物学的な性とところの性が一致しない性同一性障害者に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇は3つまで)



- (9) LGBTQ+調査 2020 (電通. 2020)
(<https://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2021023-0408.pdf>)
- (10) 性的マイノリティについての意識 2015 年全国調査報告書 (河口他. 2016)
(<http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/chousa2015.pdf>)
- (11) LGBT 当事者の意識調査 ～いじめ問題と職場環境等の課題～ (日高. 2016)
(https://www.health-issue.jp/reach_online2016_report.pdf)

B 人権に関する資料

- (1) 人権の擁護 (法務省. R3)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>)
- (2) 人権啓発テキスト (兵庫県. R2)
(<http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf>)
- (3) 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 改訂版. H28. 3)
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf>)

2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ (11条、97条)、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする (13条) とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない (14条) とし、様々な個別、具体的人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

C 相談窓口

(1) 人権問題に関する相談

- ① 法務省「みんなの人権110番」 電話番号：0570-003-110
受付時間：平日8:30～17:15
- ② 法務省「子どもの人権110番」 電話番号：0120-007-110
受付時間：平日8:30～17:15
- ③ 神戸地方法務局人権擁護課 電話番号：078-392-1821
受付時間：平日8:30～17:15
- ④ (公財)兵庫県人権啓発協会 電話番号：078-891-7877
受付時間：平日9:00～17:00
- ⑤ よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)
電話番号：0120-279-338
受付時間：24時間

(2) こころの相談

- ① 兵庫県精神保健福祉センター 電話番号：078-252-4980
受付時間：平日9:00～17:00 (火～土)
- ② 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル 電話番号：078-382-3566
受付時間：平日 18:00～翌8:30
土日祝 24時間
- ③ 兵庫県こころの健康電話相談 (神戸市民除く) 電話番号：078-252-4987
受付時間：火～土 9:30～11:30
13:00～15:30
- ④ 神戸市自殺予防と心の健康電話相談 (神戸市民対象)
電話番号：078-371-1855
受付時間：平日10:30～16:30
- ⑤ 日本いのちの電話 電話番号：0120-783-556
受付時間：16:00～21:00
毎月10日は8:00～翌8:00
- ⑥ 神戸いのちの電話 電話番号：078-371-4343
受付時間：平日8:30～20:30
- ⑦ はりまいのちの電話 電話番号：079-22-4343
受付時間：年中無休 14:00～翌1:00

(3) 労働にかかわる相談

- 厚生労働省「総合労働相談コーナー」 電話番号：078-367-0850
受付時間：月～金曜 9:00～17:00

(4) 児童生徒の悩み相談

- ひょうごっ子悩み相談 電話番号：0120-0-78310 (毎日24時間)

11 ビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和 55 年度～平成 8 年度	同和問題
平成 9 年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成 10 年度「こころの架け橋」	親子問題
平成 11 年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成 12 年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成 13 年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成 14 年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）
平成 15 年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成 16 年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成 17 年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成 18 年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成 19 年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成 20 年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成 21 年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成 22 年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成 23 年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成 24 年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成 25 年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成 26 年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成 27 年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成 28 年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成 29 年度「あした 咲く」	女性の人権
平成 30 年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS 時代における外国人の人権
令和 2 年度「カンパニユラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050 問題）
令和 3 年度「夕焼け」	ケアラー

(1) 過去作品紹介（活用ガイド付）

(<http://www.hyogo-jinken.or.jp/document/video/cat/hyogo/>)

(2) R3 作品予告動画

(https://www.toei.co.jp/edu/lineup/human/1227659_2438.html)